



暑中お見舞い
申し上げます

ベチェールシク大修道院(キーウ[キエフ] 1984年10月撮影)／Photo by m.okuma

“表現の自由”は誰のため——鴨田 哲郎

フェイクニュースやヘイトスピーチ批判に対し必ず“表現の自由”と反論される。しかし憲法は人間を守るために国家(権力)に枠をはめるものとして作られた。GAFAやプラットフォームなどの民間権力は想定していない。とはいえその民間権力が国境を越え、国民国家を上回る力を持っているのは事実。PFが提供するツールをベースにウソを流したり、他人を誹謗中傷する言動がどうして“表現の自由”として保護されるのか？

米テキサス州最高裁はPF自身による監視を禁ずる州法について5vs4(保守6リベラル3)で判決を下した。これだけ政党支持をまたいで悩んでいるのである。

我々昭和世代がイメージする表現の自由、国民国家、憲法を「全く別次元」と言われる今の時代に位置付け直す必要がある。山本龍彦教授は「デジタル空間を想定しない憲法は近い将来、極めて狭い射程しかもたない単なる紙切れと化す」と二元論を超えた議論を求めている。

- | | | | | |
|------------|------------|------------|------------|------------|
| ●弁護士 清水 洋二 | ●弁護士 徳住 堅治 | ●弁護士 島田 修一 | ●弁護士 大熊 政一 | ●弁護士 鴨田 哲郎 |
| ●弁護士 野澤 裕昭 | ●弁護士 宮坂 浩 | ●弁護士 山内 一浩 | ●弁護士 今村 核 | ●弁護士 梶 一郎 |
| ●弁護士 今村幸次郎 | ●弁護士 雪竹 奈緒 | ●弁護士 佐々木 亮 | ●弁護士 梅田 和尊 | ●弁護士 新村 響子 |
| ●弁護士 並木 陽介 | ●弁護士 蟹江鬼太郎 | ●弁護士 早田由布子 | ●弁護士 深井 剛志 | ●弁護士 小野山 静 |
| ●弁護士 大久保修一 | ●弁護士 市橋 耕太 | ●弁護士 伊藤 安奈 | ●弁護士 鈴木 悠太 | ●弁護士 高橋 寛 |
| ●弁護士 中西翔太郎 | ●弁護士 鈴木 創大 | ●弁護士 沼田 英久 | ●弁護士 金 東煥 | ●事務局 一同 |

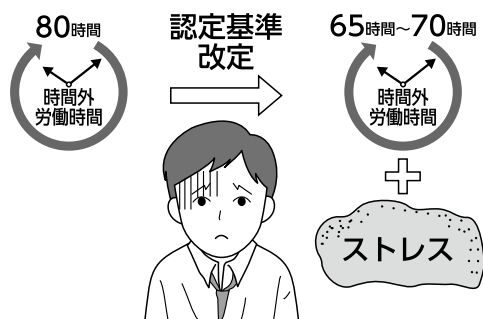
労災認定基準の改訂

蟹江 鬼太郎

脳・心臓疾患の労災認定においては、「労働時間」のウエイトが極めて高かった。すなわち、時間外労働時間が月80時間に満たない場合、ストレスの大きい業務に従事していたり、ストレスの大きい出来事があったとしても、労災ではないとの結論とされて

しまうことが多かった。

今般、脳・心臓疾患の労災認定基準が改訂され、2021年9月以降については、「労働時間」だけではなく、「労働時間以外の負荷要因」をも加味して、「総合的な評価」を行うべきことが明記された。



さらに、「労働時間以外の負荷要因」として、ストレスの大きい業務や、ストレスの大きい出来事（イベント）が整理して掲載されることとなった。さらに、同時に発令された「運用上の留意点」においては、「労働時間以外

の負荷要因」が認められる場合には、「月65時間～月70時間」の時間外労働であっても危険となりうるということが記載されるに至った。

すなわち、これまでは、時間外労働時間が「月80時間」に満たないことを理由に不支給とされることが多かったが、今後は、「月65時間～70時間」＋「他の負荷要因」があれば、労災認定するということになるはずである。さらに、これらの知見の拡充に伴って、将来的には、企業の安全配慮義務の範囲も拡大されていく可能性もある。今後も、動向を注視していきたい。

「不安だから改憲」に惑わされない

早田 由布子

「日本もウクライナのように侵攻されるんじゃないですか」「憲法9条では戦争を防げないんじゃないですか」「日本も軍備を増強しなければならぬんじゃないですか」

ロシアがウクライナに侵略したことを契機に、憲法をテーマにした学習会で、こんな質問が必ずと言っていい

ほど出されるようになりました。

今年の憲法記念日を前に朝日新聞が行った



世論調査でも、「いまの憲法を変える必要がある」が56%となり、昨年の45%から大きく増えました。この不安に便乗するかのように、自民党は自衛隊明記論や敵基地攻撃能力論（自民党は「反撃能力」に改称）を持ち出し、核共有論を唱える元首相までいます。

しかし、憲法9条を変えれば、軍備を増強すれば、戦争を防ぐことができるのでしょうか。すでに世界第9位の軍事費を支出している日本が、平和憲法を捨て去ることで、かえって他国を刺激することになりかねません。

ご紹介した朝日新聞の世論調査で



「明日の自由を守る若手弁護士の会」作成・憲法かるた

も、日本政府が専守防衛の方針を「維持すべき」が68%を占め、この点は昨年とほとんど変わっていません。ロシアという大国が明確に国際法違反の、残虐な侵略を行ったことで不安になるのは当たり前ですが、不安に便乗した宣伝に惑わされることなく、冷静に議論したいものです。

民事裁判手続をIT化する法改正が成立しました

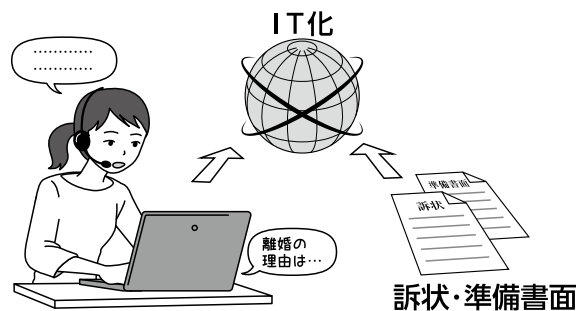
今村 幸次郎

民事裁判手続をIT化して国民の利便性を高めようという民事訴訟法改正が、2022年5月18日、国会で成立しました。今後、2025年度までに段階的にIT化されることになります。

改正法では、現在書面に限られている裁判所への訴状や準備書面の提出について、オンラインでの手続が可能になります。また、口頭弁論を行う期日について、裁判所に出頭しなくても済むウェブ会議の活用が認められるようになります。離婚調停の手続もIT化され、WEB会議を活用して離婚を成立させることが可能になります。さらに、性犯罪やDVの被害者が、

加害者に氏名や住所を知られることなく、手続を進められる制度も創設されました。

こうした利便性を高める改正は歓迎すべきことですが、今回の法改正には、国民の裁判を受ける権利（憲法32条）を後退させかねない問題点が含まれています。その一つは、裁判所が、当事者の意思に反してでも口頭弁論期日をウェブ会議にすることが認められていることです。直接主義・公開主義の大原則に反する疑いがあります。もう



一つは、審理期間を6か月以内に限定する法定審理期間訴訟手続の導入です。粗雑、拙速な判断がされ、充実した審理を受ける権利の侵害につながると指摘されています。今後の運用の中で、問題点を改善し、より良いものにしていくところです。

ロシアのウクライナ侵攻

大熊 政一

ロシアのウクライナ侵攻は、他国の領土への侵入・攻撃、領土の一部併合を目指していること、核使用の威嚇などの点で、国連憲章の武力行使ないし武力による威嚇の禁止原則に違反している。さらに紛争の平和的解

決義務違反、他国の国内政治と対外政策への不干渉原則違反がある。核施設や民間医療施設への攻撃、非戦闘員が攻撃にさらされていることなどは国際人道法（ジュネーヴ条約）に違反している。つまりあらゆる角度からみて国際法に違反している。

ロシアが今回の「特別軍事作戦」の目的として掲げている「集団的自衛権の行使」や「ジェノサイドの防止」は武力侵攻を正当化する理由にはなり得ないことも衆目の一致するところである。

ただ戦争終結の道を探る際

に忘れてはならない視点は、武力には武力で、あるいは抑止力には抑止力で対抗するという「抑止力」の論理に固執しては、紛争はいつまでも解決できないということである。抑止力の論理は無限の連鎖を生み、有効でないばかりか、却って紛争をますます深刻化する。NATO 拡大への対抗措置としてとられた筈の今回のロシアの行動がこれまで中立の立場を取ってきたフィンランドやスウェーデンのNATO 加盟の動きを誘発して逆効果となったことはそのことを示している。軍事同盟によらない平和的な安全保障システムの構築こそが求められる。



聖ソフィア大聖堂（キーウ〔キエフ〕、1984年10月撮影、再掲）

ロシア軍は直ちに**ウクライナ**から撤退せよ

清水 洋二

去る2月24日プーチン大統領は、帝政ロシア時代及びソ連時代と同じ発想でロシア軍を隣国のウクライナに侵攻させるという暴挙を行った。ウクライナ国民の被害の実情についての報道を見ると幼少期の空襲を想い出し心が痛む。

西側諸国には、このようなプーチンによる無謀な戦争を阻止できなかった原因について、クリミア侵攻等への対応を含めて真摯に検証し、国連改革を含めた再発防止策の構築へつなげて頂きたい。何はともあれ一日も早く戦争が終息することを願うのみである。

平和な人生**75年**

島田 修一

今、憲法第9条が最大の危機を迎えています。

ロシアのウクライナ侵略に乗じて軍事費倍増・敵基地攻撃能力・核共有が叫ばれ、それらを実行するため「9条を変える」の大

合唱が政治の世界で展開されています。しかし主権者である国民の間に9条改憲を望む声はありません。

今年は9条が施行されて75年。この間、戦争の危機は一度もありませんでした。今後も子供や孫たちに平和と安全を保障するべく9条を守り抜いていきましょう。

紅梅の花が心の平穏に

野澤 裕昭

何かと騒がしくききな臭い世相ですが、人間の理性と平和を愛する気持ちを信頼していきたいと思います。ところで我が家には狭いながら庭があります。家族で焼肉パーティーなどすることもあります。僅かながら芝生もありこれからの季節美しい緑色になります。雑草取りがひと苦労ですが最近では手ではなく鎌で刈り取る方法で取るようにしています。自宅の隣に紅白の梅があるアパートが

あります。庭からお隣の梅の花を見るのが楽しみだったのですが、自宅の庭にも欲しくなり今年2月紅梅の苗木を植えました。3月に濃い紅の花を沢山咲かせ心を和ませてくれました。毎日庭を見ながら一時の平穏を得ています。そうしてまた世知辛い世の中に戻る元気をもらっています。



デビット・アトキンソンの**名言**

徳住 堅治

「日本では、労働者を雇う会社側の力が強くなりすぎ、労働者が『安く買い叩かれる』状態が続いている。国の産業構造に歪みが生じ、生産性が低下し、財政が弱体化するなど、多くの問題が生じる。つまり、労働力を安く買い叩くことは、巡り巡って経営者自身の首を絞めることに繋がる。」この名言は、デビット・アトキンソン「日本の『給料安すぎ問題』の意外すぎる悪影響」の一節。アトキンソンは、菅内閣時代の経済顧問である。



歪んだ論理の**為政者**たち

宮坂 浩

プーチンのロシアによるウクライナ侵攻の背景について、東京新聞の記事は、プーチンの歪んだ歴史認識、長期間に及ぶ最高権力者としての君臨と徹底した力の論理、専制体制の構築とその仕上げとしての愛国主義等を明記したプーチン憲法の成立、報道機関等の言論の自由の抑圧を指摘しています。

翻って、我が国も、歪んだ歴史認識の為政者が愛国を煽ったり、敵基地攻撃や核共有、防衛費倍増といった力の論理に走ったり、果ては憲法改正に突き進むようとしています。

戦争の悲劇を繰り返さないために、力の論理に対抗する冷静な議論とそうした権力を批判する言論が重要になっています。

「**軍事費倍増**」に危機感

山内 一浩

ロシアのウクライナ侵攻に便乗して、政権与党や野党の一部の政治家から、軍事費倍増だの敵基地攻撃能力保有だの核共有だの言動が平気でなされ、社会にも一定程度それを受け入れる雰囲気があることに、危機感を強くしている。

「軍事費は積み上げれば10兆円になる、その財源は国債発行で」との発言は、まさに戦前戦中の、戦時国債発行で第2次世界大戦に突き進んだ暗黒の時代を彷彿とさせる。今ストップをかけないと、将来の世代に大きな禍根を残すことにならないだろうか？

嫌われた**監督**

今村 核

中日ドラゴンズの監督であった落合博満のルポルタージュである。2004年から2011年のシーズンで、リーグ1位4回、リーグ2位3回、リーグ3位1回、優勝1回と勝ち続けた中日・落合監督。

「勝つことが最大のファンサービスなんだ」「お客は勝つところが観たいんだ。勝てばお客は来る」ところが最終年には落合が負けるとフロントが万歳して喜んだと言われるほど嫌われた。本書は各選手、コーチの視点から落合という人物の思想と行動を明らかにする。元日刊スポーツ記者による渾身のレポート。

Da-iCEと**BE:FIRST**

東 一郎

韓国のBTSのように“世界に通用するダンス&ヴォーカルのBoys Group”が、日本の音楽史上初めて現れた。Da-iCEとBE:FIRSTという2つのグループである。Da-iCEは昨年暮れのレコード大賞を取った「シトラス」という曲が有名だが、苦節10年だそ

うだ。BE:FIRSTは昨年全国から応募した男子から選抜オーディションを数か月かけて行い残った7人である。これまでのアイドルグループとは隔絶していて、どちらも世界に通用する才能である。さて、日本の社会労働運動を担う若者は…？



働く者の**武器**に 佐々木 亮

昨年のことになりましたが、本を出版しました。

KADOKAWAから『会社に人生を振り回されない武器としての労働法』というタイトルの書籍です。



内容は一般の方向けのもので、できるだけ分かりやすく労働法について解説しています。興味のある方は是非お読みいただければと思います。

憲法フェスティバルを 開催しました！ 第34回

並木 陽介

今年5月28日に、第34回憲法フェスティバルを開催しました。出演者は、作家のあさのあつこ氏、記者の望月衣塑子氏、お笑い芸人のせやろがいおじさん、元官僚の前川喜平氏で、時に笑いもありながら、いずれも現在日本が抱える問題について本質に触れ、主権者としてどうあるべきかということを考えさせられる内容でした。

来るべき参院選には、改めて主権者としての意識をもって投票に臨みたいと思います。

対面での会合の 大事さを実感する 高橋 寛

4月あたりから、会議などを対面・現地で実施する機会もまた増えてきて、久しぶりに色々な人と顔を合わせる機会が回復してきたように思います。

昨年あたりまではオンラインで会議などに参加する機会が多かったのですが、やはり現地での会合に参加してみると、休憩時間中に雑談を交わしたり、互いの表情を観察したりすることがコミュニケーションを円滑にするのだなと感じます。弁護士同士でも全国的に協力する機会は少ないので、また以前のように対面でのコミュニケーションをできるようになればと思います。

ひとりで**山**へ 新村 響子

私の大学時代の部活はワンダーフォーゲル部で、大学へ行く日より山へ行く日のほうが多いくらい登山漬けの日々でした。

昨年、ふと山に行きたくなり、思い切って1人で登ってみたところ、思ったほど怖くないし、むしろ自由だし、まだまだ速く歩けるし、すっかりソロ登山にハマってし

まりました。

学生時代のハードな登山とは違い、季節の花を見て、山頂でおいしい山ごはんを作る、ゆったりとした山歩きがとても楽しいです。



2022年6月
ズミの花が咲く大阿原湿原(長野)

小1の**壁** 小野山 静

「小1の壁」と呼ばれる社会的な問題があります。共働き家庭やひとり親家庭において、子どもが保育園から小学校に上がる際に直面する問題です。

保育園よりも時間的な制約がさらに厳しくなり、何度も心が折れそうになりました。でも、最初は緊張した面持ちだった娘が、次第に「小学校楽しい！」と言うようになり、日々頑張る姿に力をもらいながら、家族一丸となって何とか壁を乗り越えられたかなという感じです。



表彰されました 大久保 修一

年末年始にコロナ禍の生活困窮者を支援する「年越し支援・コロナ被害相談村」の事務局として活動したことについて、若手弁護士の先進的な取組みとして日弁連から表彰され、初代GOLDジャフバ賞を受賞しました。「ジャフバ」は日弁連の(知る人ぞ知る)ゆるキャラです。

今後も、皆様のご協力とご理解を得ながら、色々な取組みを考え、実現していきたいです。その時はどうぞよろしく願いいたします。



平和と娘の**成長**を願う 市橋 耕太



娘(2歳3ヶ月)が会話を楽しめるようになってきました。「おもちゃ片付けようね」と言うところから、「いいから、いいから〜」と誤魔化されたり、私が出かけるのを寂しがってぐずっていたかと思ったら、お菓子をもらえることになった途端に「パパ、お仕事行ってらっしゃーい」と満面の笑み。自分に都合の良いときに饒舌になる様子を、若干将来に不安もありますが(笑)、今は楽しく眺めています。

汝、**正義**を追求すべし 中西 翔太郎



“Justice, Justice Thou Shalt Pursue”(『汝、正義を追求すべし』) 映画「RBG 最強の85才」でご存知の方もあろう。本書は、アメリカ連邦最高裁判事ギンズバーグ(RBG、1933-2020)がジェンダー平等と女性の権利向上に捧げた生涯の記録である。1972年、若き弁護士RBGと夫マーティンは男性原告を代理し、女性のみを税控除の対象とした法律が性差別にあたると違憲無効とする画期的判決を勝ち取る(Moritz v. Commissioner of Internal Revenue)。以降、1993年の最高裁判事就任後も差別を許容せず(反対)意見を書き続け、その信念を貫いた。

人と情報の**マッチング** 沼田 英久

ネットサーフィンをしていると画面に現れる「追跡型広告」。ユーザーの関心に合わせた広告を表示するというものですが、「なんでこの広告?」と首を傾げてしまうような広告が表示されることもしばしば…。そんなことはさておいても、このような広告を便利に感じる人もいるのかもしれませんが、知らないところで自分の趣味・嗜好を探られているようにも感じられ、少し気味が悪いと感じてしまうこともあります。

原発訴訟・国の責任を否定

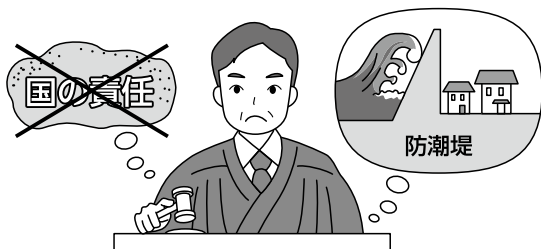
深井
剛志

2022年6月17日、最高裁判所で、東日本大震災による福島第一原発事故の損害賠償請求訴訟の判決が出されました。これらの訴訟については、すでに3月の段階で、東京電力に対する請求は確定しており、国に対する請求が認められるかどうかという点のみ、判断が待たれていました。

6月17日の判決では、本件事故当時に想定されていた事故を防ぐための方策は、防潮堤を設置すること程度であり、他の措置を講ずるべきという知見はなかったと判断しました。そして、東日本大震災によって生じた津波の大きさは、当時想定していたものよりも非常に大きく、国が東京電力に津波対策を取るよう指示して、東京電力が防潮堤を強化していても、本件事故を防ぐことは出来なかったとして国の責任を否定しました。

この判決は、これまで各地の高裁で議論となっていた、津波の予見可能性や、事故の結果を回避するために講じることができた方策を全て無視して、「防潮堤を建てるしかなかった」との結論ありきの判断をしたもので、非常に不当な判決です。

まだまだ各地で訴訟が展開されていますので、この理論を乗り越えるためのたたかいを続けていきます。



テイケイ退職強要事件

鈴木
悠太

佐々木・高橋と担当した大手警備会社テイケイを相手とする裁判で、退職届を無効とし雇用契約上の地位を認める判決が出ました。

原告は、未払賃金の問題を争うためユニオンに加入した直後、会社の役員らに夜中にホテルに連れて行かれ、約5時間事情聴取を受けました。その中で、原告は、役員らから、遅刻をしたのに通常の賃金を受け取ったのは詐欺罪に当たると虚偽の説明を受け、退職すれば不問にするが、在職なら警察に突き出すと退職強要されました。

原告は、警察に突き出されることを避けるためには退職するしかないと思い込み退職届を書いてしまいましたが、判決は退職届は錯誤によるもので無効としました。

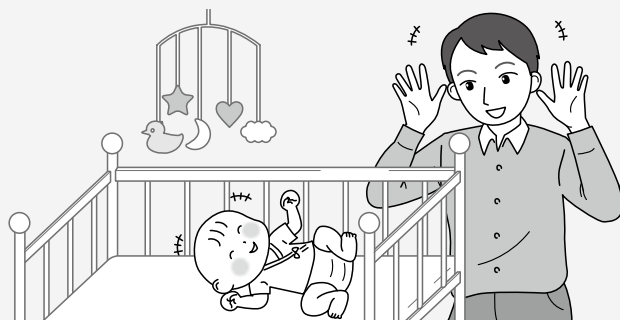
テイケイとの間では、退職強要事件の他、未払賃金請求訴訟や労働委員会への不当労働行為救済申立事件が係属しています。また、テイケイから組合員の自宅等に「アホ!」「お前たちは恥知らずのクズだ!」「トンカチ頭め!」「雲助」「ゴロツキ集団」などと記載された500通以上の怪文書が送られ続けており、これに対する損害賠償請求訴訟も係属しています。



2022年10月から産後パパ育休という制度が新しくできると聞きました。どのような制度でしょうか。

法律相談

産後パパ育休
鈴木 創大





アイ・トピア事件

～労働組合の組合員に対する
懲戒や降格減給は無効～

梅田 和尊

(株)アイ・トピアは「メガネストア」などの屋号で関東中心に眼鏡店を営んでいる会社です。その会社の社員が職場における様々な労働環境を改善しようと労働組合を結成し、会社と団体交渉を行いました。

ところが、会社の社長は組合と誠実に向き合わず、組合の執行委員長を中心とした組合中心メンバーに次々と不利益な処分を行いました。例えば、組合員が上司に無断で労働基準監督署に残業代の不

払いを申告したことが問題だとして再発防止の業務命令を出したり、社員の評価基準の変更について質問や意見するメールを送ったことに対して譴責の懲戒処分を科したり、直属の上司の一次評価と比較して大幅に低く組合員の二次評価を付けるなどして降格減給を行ったり…。

地方裁判所は、再発防止の業務命令は労働基準法の趣旨に反して許されない、社長による評価の修正は恣意的なもの、懲戒処分も降格減給処分も権限を濫用し

た無効なものと判決しました。

労働組合は、一人だと会社と比べてどうしても立場が弱くなりがちな労働者が力を合わせて会社と対等な立場で話し合っている環境を改善していくための、憲法でも保障されている大切な存在です。これを会社が力で抑え付けることは絶対にあってはならないことです。会社は判決に不服申立てをしていますが、判決を真摯に受け止める姿勢が求められていると思います。

龍角散社長の セクハラ対応を 理由とする解雇事件

伊藤 安奈



本件は、(株)龍角散において、藤井隆太社長が女性従業員（「A氏」）にセクハラを行ったと聞き及んだ原告（法務担当部長）がヒアリングを実施し、第三者相談窓口の設置を検討しようとしたところ、「証言を強要した」などという理由で解雇された事案です。

A氏は、ヒアリングにおいて、藤井社長から手や背中をさすったり、抱き付かれたこと、「首筋がゾクゾクするよ」「色

っぽい」などと言われた（「本件行為」）旨を具体的に供述していたのですが、ヒアリング直後、「原告から供述を強要された」と藤井社長へ報告しました。もっとも、本件訴訟の尋問では、具体的な強要の事実は明らかにならず、むしろ、本件行為を藤井社長自身が認める結果となりました。

結局、解雇無効の心証に基づく裁判所からの強い説得により、会社は、本件解

雇時から原告の定年までの給与相当額の金額を支払い、退職和解が成立しました。

相談窓口の設置や事後の迅速なヒアリングの実施は、いずれも男女雇用均等法11条1項及びセクハラ指針に基づく措置義務として当然の対応です。老舗企業こそ、世界的なハラスメント規制の潮流に乗り遅れず、他企業を率いてほしいものです。



2021年の育児・介護休業法の改正により、いわゆる産後パパ育休と呼ばれる制度が創設され、2022年10月から施行されます。これまでも、原則子どもが1歳になるまでの期間は、男女を問わず育児休業を取得することができましたが、今回の法改正によって、男性は通常の育休とは別に、子の出生後8

週間以内に最大4週間まで、育児休業を取得することができるようになりました（なお、分割して2回取得することもできます）。

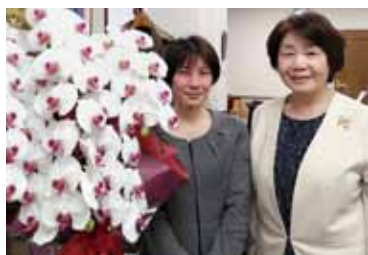
この制度の創設により、男性がより柔軟に育児休暇を取得することができるようになります。ただし、産後パパ育休を取得する際には、原則休業の2週間前までに会社に申し出る必要があるのでご注意ください。

今回の法改正ではそのほかにも、会社に対して、労働者への育休取得の意向確認の措置を義務付けていたり、また通常の育児休業についても分割取得が可能になるなど、労働者が育児休業をより取得しやすくなるための改正がされました。

育休の取得に関してお悩みを持たれた方は、ぜひ弁護士にご相談ください。

第二東京弁護士会の副会長になりました

雪竹 奈緒



今年4月から1年間、第二東京弁護士会の副会長を務めることとなりました。「副会長」というと何やらエラそうですが、6名いる副会長の一人として、委員会の運営や予算管理、職員の労務管理など、細々とした業務をこなす多忙な日々です。

弁護士会は各種の市民向けの専門相談

やイベント、法制度に関する意見表明など、さまざまな活動をしています。例えば私の担当する憲法問題の委員会では、毎月、有楽町で憲法問題の街頭宣伝をしており、労働問題の委員会を中心にフリーランスのためのホットラインを実施しています。法教育の委員会では小中高生向けに弁護士が模擬裁判イベントや出前授業をやっています。興味がある方は、ぜひ、弁護士会のHPを覗いてみてください！

新 人 紹 介



弁護士 金 東煥 (きむどんはん)

◆プロフィール

今年5月に入所しました金東煥です。中央大学法学部、神戸大学法科大学院を修了しました。

7歳のとき、父の仕事の都合で韓国から日本に来ました。小中学校は野球、高校はサッカー部に所属していました。

◆事務所にいった動機

大学時代、労働法の授業で過労死について学んだことがきっかけです。生活に不可欠な労働が、多くの人を苦しめている現状を知り、人々が「働く」ことに対して希望を持てる社会を作っていきたいという思いから、旬報に入所しました。

◆いまハマっているもの

Netflix で韓国ドラマを見ています。

好きなドラマは「ミセン」です。社会に足を踏み入れたばかりの新入社員や会社で起こる人間模様を表現した共感できるヒューマンドラマです。私も、主人公グレのように、どんな困難にも立ち向かう人になります。

事務局 松本 華子 (まつもと はなこ)



◆生まれ・育ち

生まれも育ちも八王子です。緑が多く、皆さんがご存じの高尾山があります。いくつもルートがあるので子どもから大人までハイキングを楽しめます。

◆なぜ旬報を選んだの？

労働者の立場での労働事件を多く扱い、弱い者の立場にたち活動をしていることに共感しました。

◆事務所の印象は？

みなさん、とても親切で雰囲気がよく、わからないことなど丁寧に教えてください。これからもよろしくお願いします。

◆好きなこと

サッカー観戦。寺院めぐり（御朱印あつめ）。御朱印を求めて京都嵐山に一人旅に出たこともあります。地元の高尾山は霊山で山頂近くに「薬王院」があります。「薬王院」でも御朱印をいただくことができます。旅の思い出にお勧めです。

◆苦手なこと

早く起きること。早起きは苦手です。息子のお弁当を作るために早起きをしています、なかなか慣れません。

編 集 後 記

たまねぎを買おうとしたら、見たことのない値段だった。不作の影響か、しばらくは買えないなあと思っていたら、野菜どころでなく、何もかもが高騰し始めた。値段を見ずに物は買えなくなってしまった。

この2年、激動の荒波に揉まれに揉まれたのだから、そろそろカレーくらいは具たくさんで食べさせてくれてもいいのに。（西銘）

〔退所のご挨拶〕

弁護士 細永 貴子

本年1月末をもって、2010年1月から約12年間お世話になった旬報法律事務所を退所し、福岡市中央区にプライマリー法律事務所を開設しました。

長年お引き立てくださった依頼者の皆様、関係者の皆様、温かく送り出してくださいました旬報法律事務所の皆さんに心より感謝申し上げます。旬報法律事務所でご過ごした12年間は私の一生の宝物です。

福岡においてもこれまで同様、理不尽な立場にたたされた労働者や家庭内での弱者など、弁護士の支援を必要とする方々のために尽力していく所存です。また、引き続き性差別やハラスメントのない社会の実現をめざして取り組んでいきます。

福岡市にお越しの際には、お気軽にお立ち寄りください。

【新事務所】プライマリー法律事務所 <https://www.primary-law.jp>

業務告知板

- 受付時間／午前9時～午後7時、第3火曜日午後3～5時は事務所会議のため受付を一時休止しております。（土・日・祝日休み）
- 取扱業務／不動産・借地・借家・金銭貸借・交通事故・医療過誤・破産・公害・離婚・相続・行政・労働・労災・少年・刑事等
- 法律相談料／30分5,000円(税別)、以降30分毎に同額加算。法律相談については、予約制になっております。電話またはホームページでお申込みください。<http://www.junpo.org/>